



まるで

井の中の蛙か？

昨年7月に加え、新たに2名の組合員に対して不当処分を科したJR東日本会社。職場の秩序は乱れることなく、しかも勤務時間外であるにもかかわらず、**輸送サービス労組八王子地本は八地申第30号で団体交渉を開催するも：**

『職場秩序を乱したか否かは問題ではなく、就業規則に抵触したことが問題。様々な判例があるが、**拘束**されるものではない。』

と、「俺の城にいるなら俺のルールが全てだ！」と言わんばかりの強弁を言い放ったという。外の世界、どこを見ても類似のケースは不当労働行為と認定されているが、会社はそんなことはつゆ知らずのはずがない。また会社の公式回答も交渉の場でも、**組合側の主張をそらす態度は不誠実極まりない**ものだ。

八王子地本情報

Hachioji MAIL NEWS No. 197 より



八地申第30号 就業規則を濫用した「正当な組合活動」への  
6月7日 支配・介入及び不当労働行為の是正を求める緊急申し入れ  
団体交渉開催!

【申し入れ項目】  
1. 就業規則の濫用による支配介入の不当労働行為を直ちに止めること。

**JR 東日本会社は労働組合の活動に対し「許可をした場所以外でやるな」と主張!**

【会社回答】  
今回の会社施設内における無許可アンケート配布は、正当な組合活動でなく、就業規則違反が明らかであって、これに対する嚴重懲戒が就業規則の濫用、或いは不当労働行為といわれるものではない。なお、会社は、従前から組合活動の正当な活動に介入するものではない。

【会社回答の特徴点】  
労働組合のアンケートの配布行為が組合活動、その他のアンケートの配布は他の組合活動には当たらない。  
職場秩序が乱れたという報告はないが、職場秩序を乱したか否かは問題ではなく、就業規則に抵触したことが問題。様々な判例があるが、拘束されるものではない。  
労働者の取扱いに関する約に記載されている会社規定の一時使用または、掲示板等の便宜供与の中で行われる組合活動は一切関与しない。ルールから外れれば対応する。

職場秩序が乱れたという報告はないが、職場秩序を乱したか否かは問題ではなく、就業規則に抵触したことが問題。様々な判例があるが、**拘束されるものではない。**



## なんという強弁!

労働組合だからこそできる手段を活用して、全ての仲間の権利を守る必要があることがお解りいただけるだろうか？

今回のJR東日本会社による不当処分も、この普遍的権利の侵害行為であり、**声を上げなければ組合員はもろろん、全ての仲間の権利が脅かされ続けることになるのだ。**

今回のJR東日本会社による不当処分も、この普遍的権利の侵害行為であり、**声を上げなければ組合員はもろろん、全ての仲間の権利が脅かされ続けることになるのだ。**

8年がかりで不当労働行為による救済命令を獲得した学習塾の組合員や、尊い命を失うも労働基準監督署がパワハラによる労災を認定してから態度を一変させ、社員の遺族に謝罪した自動車メーカーなど……**声を上げてたたかいたかい、労働者の普遍的権利を確認したケースは多数ある。**

**態度を改めた企業も法令違反は認定され**

学習塾や  
自動車メーカーなど

判例じゃなくて会社のルールが全てなのか!  
『JRの常識=世間の非常識』とはどの口が言う?